# 中日本高速道路株式会社

# 第4回定時株主総会

# (決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件 P1

# 1.総株主の議決権の数

1,299,999個

(当社における議決権の数は、100株(1単元)につき1個であります。)

# 2. 議案及び参考事項

# 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおり、高速道路事業に係る利益においては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるために「高速道路事業積立金」として積み立て、関連事業に係る利益においては、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の大規模投資に備えるために「別途積立金」として積み立ていたしたいと存じます。

# 【剰余金の処分に関する事項】

(単位:円)

増加する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金 2,649,305,702 別途積立金 2,714,034,748

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,363,340,450

(注)高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります。

# 第 4 期 報 告 書

2008年4月1日から 2009年3月31日まで

| 事業報告         | P 1   |
|--------------|-------|
| 計算書類         | P 2 2 |
| 貸借対照表        |       |
| 損益計算書        |       |
| 株主資本等変動計算書   |       |
| 個別注記表        |       |
| 連結計算書類       | P 3 2 |
| 連結貸借対照表      |       |
| 連結損益計算書      |       |
| 連結株主資本等変動計算書 |       |
| 連結注記表        |       |
| 会計監査人監査報告書   | P 4 1 |
| 監査役会監査報告書    | P 4 3 |
|              |       |

# 中日本高速道路株式会社

# 事業報告

(2008年4月1日から2009年3月31日まで)

# 1.企業集団の現況に関する事項

# (1)事業の経過及びその成果

当社グループは、高速道路事業(東海北陸自動車道の全通に続き、新東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道(圏央道)などのネットワーク整備による「線から面への展開」、スマートICの整備による利便性の向上、東名・名神高速道路、中央自動車道などのわが国の基幹をなす路線の「百年道路」計画を見据えた良好な保全・サービスの提供など)及び関連事業(サービスエリアにおけるお客様満足の向上や地域と連携した事業展開など)を通じて、地域の産業・観光の発展と暮らしの向上、更には、広く日本の産業・経済・社会の活性化に貢献していくことを使命としています。

2008 年度におけるわが国の経済動向は、世界的な金融危機の深刻化や同時不況のもと、景気悪化が急速に進み、雇用情勢が厳しくなるなど急激に変化しました。

こうした中、2008 年度の事業については、2008 年 3 月 31 日付けで国土交通大臣から認可を受けた平成 20 事業年度(2008 年度)事業計画(注1)に基づき、高速道路事業においては、建設・管理コストの更なる縮減を進めながら、東海北陸自動車道の全通や紀勢自動車道の延伸開通によるネットワーク整備、「安心実現のための緊急総合対策」を受けた高速道路料金の引き下げの実施、ETCの普及促進、渋滞対策及び老朽化した道路構造物等の緊急安全点検やETCレーンでの速度抑制などの安全対策の推進などの事業の推進、また関連事業においても、コンビニエンス・ストアや地域色豊かな店舗の展開、外国人旅行者への配慮の実施、プレミアムドライバーズカードや旅行業の進展など、様々な事業を組織横断的に取り組み、国の経済対策や顧客動向変化などに的確に対応してまいりました。

当社グループでは、2007 年度までに維持管理業務などのグループ化が完了したことを受け、2008 年度を「グループ経営元年」と位置付け、グループ全体で経営理念・経営方針を共有し、グループ経営基盤の確立・強化などの各施策(コンプライアンスの徹底、グループ内の人事交流・人材育成、CMS < キャッシュ・マネジメント・システム > の導入等の経営基盤安定の取り組み等)を一体的に進めることにより、本格的なグループ経営を推進しました。

事業別の状況は、以下のとおりです。

(注 1)事業計画の高速道路事業に係る部分は、高速道路株式会社法第 6 条の規定に基づき、独立行政法 人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した協定(以下「協定」と いいます。)の内容に従っています。

# 【高速道路事業】

高速道路事業については、信頼性の高い高速道路ネットワークの構築と、良好な管理による安全で安心できる高速道路の提供に努めて参りました。

## (建設事業)

建設事業については、首都・中部・近畿の大都市圏間の経済・文化の交流を活性化させ、 同時に沿線地域の生活を支えることを目的として、高速道路ネットワークの整備を図って 参りました。

2008 年度においては、2008 年 7 月 5 日に、東海北陸自動車道飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジ間 24.9 k mを開通させ、2009 年 2 月 7 日には、紀勢自動車道大宮大台インターチェンジから紀勢大内山インターチェンジ間 10.4 k mを開通させました。また、暫定 2 車線区間(対面通行区間)の 4 車線化では、2008 年 7 月 18 日に、東海北陸自動車道瓢ヶ岳(ふくべがたけ)パーキングエリアから郡上八幡インターチェンジ間 8.3 k mを完成させ、2009 年 2 月 20 日には、同道ぎふ大和インターチェンジから白鳥インターチェンジ間 4.9 k mを完成させました。

この他、学識経験者などの外部有識者による「新東名夢ロード懇談会」を開催し、幅広い観点からの意見交換を行うなど、新東名リーディングプロジェクトを進めました。

# (保全・サービス事業)

保全・サービス事業については、日本の東西基幹交通を担う大動脈である東名・名神高速道路をはじめ、沿線地域のみなさまの生活を支える高速道路を管理・運営し、お客様に満足していただけるサービスを 24 時間 365 日提供することにより、安全・安心・快適な高速道路の実現に向けた取り組みを続けて参りました。

具体的には、安全・快適な走行環境の確保のために、第三者被害の防止に向けて老朽化した道路構造物等の緊急安全点検・補修の実施、ETC レーンでの速度抑制強化対策の実施、本線渋滞を緩和させるための付加車線の設置などを行うとともに、災害に強い道路づくりとして耐震補強の更なる推進を図り、防災対策や災害時の体制強化として災害時の地域支援、関係地方自治体との協力体制の強化を図りました。休憩施設においては、全てのお客様がご利用しやすい休憩施設を目指し、休憩施設におけるバリアフリー化、お手洗いの美化などを引続き実施しました。加えて、環境の保全、地域との調和を目指し樹木剪定や草刈などを実施することにより、道路機能の保持及び道路景観の向上を図りました。

また、2008 年 8 月に政府・与党が打ち出した「安心実現のための緊急総合対策」の具体的施策のひとつである高速道路料金の引き下げについて、順次実施しました。2009 年 3 月 28 日から開始した「地方部の休日上限 1,000 円、平日全時間帯 3 割引以上」の引き下げの結果、昨年同時期と比べて休日交通量が約 23%増加するとともに、お客様からも「高速道路の利用を増やしたい」などのご意見をいただきました。

さらに、お客様の利便性を向上するために、ETC 設備の増設の他、ETC ワンストップサー

ビス、マイレージポイントプレゼント及び交通混雑期(お正月・ゴールデンウィーク・お盆)における半額割引や開通記念割引などの各種企画割引を行いました。

このように、一人でも多くのお客様に ETC をご利用いただくための取組みの結果、ETC 利用率については 2009 年 3 月には 80.3%となりました。

# 【関連事業】

## (サービスエリア事業)

サービスエリア事業については、運営子会社である中日本エクシス株式会社と一体となって「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現に向け、新しいサービスエリアの創造を推進しました。

その結果、2008 年度には、コンビニエンス・ストアを 16 店舗、「スターバックス」などのカフェ・ショップを 8 店舗、「なか卯」や「ウエンディーズ」などのファーストフード店を 4 店舗、また、「馬籠と湯舟の里」など地元企業が営業を行う店舗を 2 店舗オープンするなど、市中で人気の店舗の出店を進めました。また、サービスエリア周辺地域のお客様がご利用しやすいように「ぷらっとパーク」のお客様駐車場の整備や案内看板などの整備を進め、地域連携を推進しました。

この他、地元の料亭等と提携して開発したオリジナルブランドの弁当「速弁(はやべん)」は、2009年3月末において、19サービスエリアにおいて19種類を販売しました。さらに、「エリア・コンシェルジュ」を2008年に44箇所のすべてのサービスエリアに導入を終えたほか、サービスエリア内における各種案内の外国語表記の展開を進め、おもてなしの心でお客様をお迎えするサービスを推進しました。

また、御在所サービスエリア他 4 箇所のサービスエリアにおいて大規模店舗改良計画を 進めるとともに、建設中及び計画中の休憩施設についても、将来の多種多様なサービスを 目指した事業実施に向けた検討や行政手続などを進めました。

## (新規事業)

新規事業については、オリジナル商品の販売に加えて、2008 年 9 月からは、当社独自の 出版物である「秘境を貫く 飛騨トンネルの物語」の販売を開始しました。また、「高速日 和」では、料金検索エンジン「ドライブコンパス」を中心に、観光などドライブに関する 情報や旅行や物販の商品紹介を充実させるとともに、WEB 広告の掲載を進めました。

旅行業については、2008 年度も高速道路に関連する新しい旅行商品を企画するとともに、 ETC企画割引と連携し、特典付きのおトクな宿泊プランを提携旅行会社と企画・提供しました。さらに、多くの方に高速道路を見学していただき、事業への理解を深めていただくため、工事現場などの見学バスツアーも企画・提供しました。

# (海外事業)

海外事業については、2008 年 7 月にベトナム南部高速道路詳細設計業務の一部を受注す

るとともに、2008 年 12 月に当社初めての海外拠点となるベトナム事務所を開設しました。また、2009 年 2 月にマレーシアの有料道路事業者と情報交換、人事交流などを目的とした 覚書を締結するなど、アジア地域を中心とした海外事業展開に向けた体制づくりを進めました。この他、国が実施する海外協力事業に社員を派遣し、海外での道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際交流・国際貢献にも力を入れました。

# (カードサービス事業)

カードサービス事業については、「プレミアムドライバーズカード」の会員数の拡大に努めるとともに、サービスの充実や利便性の向上に取り組みました。2008 年度には、ポイントをETCマイレージサービスの還元額(無料通行分)へ交換できるサービス、「おサイフケータイ」(注)を利用するとショッピングポイントが貯まるサービス、一定期間内のご利用金額に応じてボーナスポイントをプレゼントするサービスを開始するとともに、約2,000の商業施設と割引優待の提携などを進めました。この他、ETC 車載器メーカーと協力のうえ、カード入会特典として ETC 車載器を特別限定価格で提供するサービスを実施しました。これらの取組みの結果、2009年3月末時点で、会員数が17万人を超えました。

(注)「おサイフケータイ」は、株式会社 NTT ドコモの登録商標です。

# 【当期の業績】

当期における当社グループの業績(連結)については、営業利益は、11,775 百万円となり、営業外損益を加えた経常利益は13,846 百万円となりました。最終的に、所要の法人税等を差し引いた当期純利益は8,093 百万円となりました。

次に、当社単体の業績ですが、昨今の急激な景気後退の影響を受け、当社が管理する高速道路の交通量及び料金収入は対前年度比で減少し、全社的なコスト節減に取り組みましたが、営業利益は、7,737 百万円となりました。このうち、高速道路事業営業利益は、「協定」で取り決めた道路資産賃借料を差し引いた後、3,685 百万円となりました。関連事業営業利益は、道路休憩所(サービスエリア)事業を中心に4,051 百万円となりました。

以上により、税引前当期純利益は 8,413 百万円、所要の法人税等を差し引いた当期純利益(単体)は5,363 百万円となりました。

# (2)設備投資等の状況

当期における設備投資総額は23,902百万円となります。

当期に完成した主要な設備は以下のとおりです。

## 【高速道路事業】

高速道路事業では、当期に 17,035 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資 は以下のとおりです。

- ・中央自動車道飯田山本インターチェンジの開通に伴う料金徴収施設の新設(山本インターチェンジ ETC 設備 4 レーン、トールゲート新築)
- ・紀勢自動車道大宮大台インターチェンジから紀勢大内山インターチェンジの開通 に伴う料金徴収施設の新設(紀勢大内山インターチェンジインターチェンジ ETC 設備4レーン、トールゲート新築)
- ・ETCレーンの安全性向上を図るため、中央自動車道調布インターチェンジをは じめとする 30 料金所に安全通路の新設
- ・増設計画に基づき、名神高速道路一宮インターチェンジをはじめとする 43 料金所において、ETC レーンを 53 レーン増設
- ・ETCレーントラブルの削減に向けて、ETCカード未挿入によるバー接触を防止するための「お知らせアンテナ」を名神高速道路八日市インターチェンジをはじめとする 30 箇所に新設

# 【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当期に 4,403 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は以下のとおりです。

- ・サービスエリアなどにおけるコンビニエンス・ストア(16 店舗) セルフカフェショップ(8店舗) ファーストフード店(4店舗) 及び地元企業が営業を行う店舗(2店舗) などの新設
- (注)高速道路事業に係る資産の帰属及び債務の引受については、道路整備特別措置法第51条及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条の規定に基づき実施されており、会社に帰属する道路資産(料金徴収施設、車両など)以外は、工事完了日の翌日又は翌日以降に機構に資産が帰属し、債務については、機構が引受(重畳的債務引受)することとなっております。上記設備投資については、機構に帰属する資産(仕掛道路資産)に関するものは含まれておりません。

なお、当期に機構に帰属した道路資産の総額は173,105百万円となります。

# (3)資金調達の状況

当期の道路建設事業資金に充てるため、次のとおり政府保証債及び社債(財投機関債)を発行するとともに、27金融機関から借り入れを行い、総額301,100百万円を調達しました。なお、第4回、第5回及び第6回社債(財投機関債)については、株式会社格付投資情報センターよりAAA、ムーディーズ・インベスターズ・サービスよりAaaの格付けを取得しております。

内訳については以下のとおりです。

| 種 別                      | 発行日             | 発行額          |
|--------------------------|-----------------|--------------|
| (生 万)                    | (借入日)           | (借入額)        |
| 第 21 回政府保証債 (10 年債)      | 2008年5月21日      | 20,000 百万円   |
| 第 22 回政府保証債 (10 年債)      | 2008年6月16日      | 20,000 百万円   |
| 第 23 回政府保証債 (10 年債)      | 2008年9月16日      | 20,000 百万円   |
| 第 24 回政府保証債 (10 年債)      | 2009年1月22日      | 20,000 百万円   |
| 政府保証債 計                  |                 | 80,000 百万円   |
|                          |                 |              |
| 第4回社債(財投機関債)(10年債)       | 2008年8月11日      | 30,000 百万円   |
| 第5回社債(財投機関債)(10年債)       | 2008年11月18日     | 50,000 百万円   |
| 第6回社債(財投機関債)(10年債)       | 2009年2月20日      | 20,000 百万円   |
| 社債(財投機関債) 計              |                 | 100,000 百万円  |
|                          |                 |              |
| 長期借入金(7年)                | 2008年9月11日      | 40,000 百万円   |
| 株式会社みずほコーポレート銀行他 21 金融機関 | 2000年9月11日      | 40,000 日71日  |
| 長期借入金(7年)                | 2009年3月12日      | 80,000 百万円   |
| 株式会社みずほコーポレート銀行他 21 金融機関 | 2009 午 3 月 12 日 | 80,000 日7111 |
| 長期借入金(10年)               | 2009年3月12日      | 1,100 百万円    |
| 第一生命保険相互会社他4金融機関         | 2009 午 3 万 12 日 | 1,100 日/111  |
| 長期借入金計                   |                 | 121,100 百万円  |
|                          |                 |              |
| 合計                       |                 | 301,100 百万円  |

(注) 2009年4月30日に第7回社債(財投機関債)(5年債、発行額30,000百万円)及び第8回社債(財投機関債)(10年債、発行額30,000百万円)を発行しました。また、2009年6月15日に第25回政府保証債(10年債、発行額20,000百万円)を発行する予定です。

# (4)対処すべき課題

当社グループは、「良い会社で強い会社」をめざします。透明で健全な経営のもと、「お客様」、「安全・安心」を最優先に、品質・コスト・スピードアップ意識をより一層高め、ステークホルダー(利益共有者)の皆様の信頼と期待に応えます。

今般、当社グループを取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、民間会社としての更なる飛躍に向け、今後5ヵ年にわたる『2009 経営計画(2009-2013)』を策定しました。当経営計画においては、5ヵ年を通じた経営基本方針を「グループ経営強化と飛躍への挑戦」、2009 年度の経営方針を「1.スピードと感度の向上、環境変化への的確な対応」、「2.CSR経営、グループー体経営の推進」、「3.2009 年度施策の確実な実行」とし、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションや環境負荷の低減を重視したCSR経営の推進や、グループー体経営の推進、新東名などのネットワークの早期整備、長期保全計画に基づく老朽化対策、新料金割引への対応などの重点施策を織り込んでいます。今後5年間に実施する主な施策は以下のとおりです。

# 【全社共通施策 ( C S R の推進 )】

お客様第一の徹底、地域との連携、ステークホルダーコミュニケーションの充実 お客様に満足して高速道路をご利用頂けるように、CS活動を強化します。お客様と のコミュニケーションを大切にし、広報活動を強化します。

安全・安心の推進、地域連携や環境・持続可能社会への貢献など、情勢やニーズの変化に的確に対応したCSR施策の取組みを推進します。

世界をリードする高速道路システムの構築を推進します。 ~ 新東名リーディングプロジェクト(注)の推進~

技術開発を推進します。

海外において積極的に事業を展開します。あわせて、国際社会との交流・国際貢献を 実施します。

外国人のお客様がご利用しやすい高速道路空間の提供を推進します。

効率的な事業実施に向け、適切な調達を行います。

社員の「やりがい」を向上させるとともに、「チャレンジ精神」の更なる醸成と社内コミュニケーションの充実を図ります。

(注)国土形成上特に重要な交通基盤施設である新東名高速道路について、現東名高速道路の渋滞緩和といった補完機能にとどめることなく、わが国の最先端技術を活用した道路交通システムや、 先進的なサービス・メンテナンスの導入検討、新規休憩施設の展開や周辺地域を含めた開発プロジェクトなどの検討を組織横断的に実施する取組み。

# . グループー体経営の推進

グループ経営体制を強化し、グループ共通施策を推進します。

ITマネジメント体制を充実し、IT化を推進するとともに、情報セキュリティ対策を充実・強化します。

資金の自主調達を着実に拡大させます。

## 【高速道路事業施策】

2013 年度までに、226 k mの高速道路を新規に開通させます。

「世界をリードする高速道路システム」を構築するために、新東名リーディングプロ ジェクトを推進します。

安全・渋滞対策の推進のため4車線化などの車線増設を行うとともに、既存高速道路 ネットワークの機能強化の推進のため、都市部の渋滞対策などについて検討を進めま す。

スマートICの更なる展開を図るなど、高速道路の利便性を向上させます。

「百年道路」実現に向けた取組みを進め、お客様に安全で安心してご利用頂ける高速 道路空間を提供します。

多様化するニーズにお応えするため、常に「お客様の声」に耳を傾け、頂いたご意見・ ご要望について積極的に対応し、お客様に快適に走行して頂ける高速道路空間を提供 します。

コスト縮減を継続し、助成金(注)の獲得を目指します。

アウトカム指標を用いた事業目標を設定します。

蓄積した技術・ノウハウを活かしコンサルティング業務を行います。

(注)会社の経営努力により高速道路の新設、改築または修繕に関する費用を縮減した場合には、機構に対して助成金(縮減額の一定額)の交付を申請することができます(インセンティブ助成)。

# 【関連事業施策】

コンビニエンス・ストアなどの新業態や新商品の導入を進め、より便利なサービスエ リアを実現します。

地域のお客様にもご利用しやすいサービスエリアの創造に向け、エリアや店舗の改良 を行います。また、環境にやさしいサービスエリアを目指します。

おもてなしの心でお客様をお迎えするサービス・企画を推進します。

商業デベロッパーとして、店舗を運営するテナントを支援する企画を強化します。

新東名など、今後開通する区間において、地方自治体や企業などとの連携を図りながら新しいコンセプトのサービスエリアにおける商業施設の開業を目指します。

「プレミアムドライバーズカード」の会員数が50万人規模となるよう入会促進に努めるとともに、高速道路やサービスエリアをはじめとして多様な施設でご利用されるカード会員の方へのサービス向上に取り組みます。

グループ会社とも連携を強化し、あらゆる可能性を追求しつつ、新しいビジネスの企

# 画・開発を推進します。

気軽に出かける新しいドライブ旅行の形を提案するなど、旅行業を展開します。 高速道路の高架下スペースなどを活用した事業の企画・開発を推進します。 既存の物流拠点の利用促進を図るとともに、地方自治体や企業などと連携を図りなが ら新たな物流拠点などの整備を進めます。

# (5)財産及び損益の状況の推移

当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

| 期別          | 2007年度 第3期    | 2008年度 第4期(当期) |
|-------------|---------------|----------------|
| 7,3,3,3     | (2007年4月1日    | (2008年4月1日     |
| 区分          | ~2008年3月31日)  | ~2009年3月31日)   |
| 営業収益        | 741,702 百万円   | 791,729 百万円    |
| 経常利益        | 18,950 百万円    | 13,846 百万円     |
| 当期純利益       | 10,900 百万円    | 8,093 百万円      |
| 1 株当たり当期純利益 | 83 円 85 銭     | 62 円 25 銭      |
| 総資産         | 1,203,405 百万円 | 1,309,398 百万円  |

(注) 当社グループでは第3期から連結計算書類を作成しております。

# 当社の財産及び損益の状況

| 期別       | 2005年度 第1期   | 2006年度 第2期   | 2007年度 第3期   | 2008年度 第4期    |
|----------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 知加       | (2005年10月1日  | (2006年4月1日   | (2007年4月1日   | < 当期 >        |
| 区分       | ~2006年3月31日) | ~2007年3月31日) | ~2008年3月31日) | (2008年4月1日    |
|          |              |              |              | ~2009年3月31日)  |
| 営業収益     | 359,611 百万円  | 671,735 百万円  | 725,587 百万円  | 776,619 百万円   |
| 経常利益     | 23,591 百万円   | 14,099 百万円   | 16,439 百万円   | 8,409 百万円     |
| 当期純利益    | 11,903 百万円   | 8,011 百万円    | 10,360 百万円   | 5,363 百万円     |
| 1 株当たり当期 | 91 円 57 銭    | 61 円 63 銭    | 79 円 69 銭    | 41 円 25 銭     |
| 純利益      |              |              |              |               |
| 総資産      | 814,169 百万円  | 980,299 百万円  | 1,183,161百万円 | 1,298,426 百万円 |

# (6)重要な子会社の状況(2009年3月31日現在)

1)重要な子会社の状況

| 番号 | 会社名     | 所在地  | 資本金     | 議決権比率   | 主要な事業内容     |
|----|---------|------|---------|---------|-------------|
|    | 中日本エクシス | 愛知県  | 45 百万円  | 100%    | 当社が管理する高速道路 |
|    | 株式会社    | 名古屋市 |         |         | のサービスエリアにおけ |
|    |         |      |         |         | る飲食・物販・不動産賃 |
|    |         |      |         |         | 貸業          |
|    | 中日本エクスト | 神奈川県 | 100 百万円 | 100%    | 東京支社及び八王子支社 |
|    | ール横浜株式会 | 横浜市  |         |         | 管内の高速道路の料金収 |
|    | 社       |      |         |         | 受業務         |
|    | 中日本エクスト | 愛知県  | 150 百万円 | 100%    | 名古屋支社及び金沢支社 |
|    | ール名古屋株式 | 名古屋市 |         |         | 管内の高速道路の料金収 |
|    | 会社      |      |         |         | 受業務         |
|    | 中日本ハイウェ | 東京都  | 50 百万円  | 100%    | 東京支社及び八王子支社 |
|    | イ・パトロール | 新宿区  |         |         | 管内の高速道路の交通管 |
|    | 東京株式会社  |      |         |         | 理業務         |
|    | 中日本ハイウェ | 愛知県  | 50 百万円  | 100%    | 名古屋支社及び金沢支社 |
|    | イ・パトロール | 名古屋市 |         |         | 管内の高速道路の交通管 |
|    | 名古屋株式会社 |      |         |         | 理業務         |
|    | 中日本ハイウェ | 東京都  | 90 百万円  | 89.8%   | 東京支社及び八王子支社 |
|    | イ・エンジニア | 文京区  |         | (17.7%) | 管内の高速道路の保全点 |
|    | リング東京株式 |      |         |         | 検業務         |
|    | 会社      |      |         |         |             |
|    | 中日本ハイウェ | 愛知県  | 90 百万円  | 89.3%   | 名古屋支社及び金沢支社 |
|    | イ・エンジニア | 名古屋市 |         | (16.7%) | 管内の高速道路の保全点 |
|    | リング名古屋株 |      |         |         | 検業務         |
|    | 式会社     |      |         |         |             |
|    | 中日本ハイウェ | 東京都  | 30 百万円  | 88.7%   | 東京支社管内の高速道路 |
|    | イ・メンテナン | 港区   |         | (5.5%)  | の維持修繕業務     |
|    | ス東名株式会社 |      |         |         |             |
|    |         |      |         |         |             |
|    | 中日本ハイウェ | 山梨県  | 50 百万円  | 100%    | 八王子支社管内の高速道 |
|    | イ・メンテナン | 中巨摩郡 |         |         | 路の維持修繕業務    |
|    | ス中央株式会社 | 昭和町  |         |         |             |
|    |         |      |         |         |             |
|    |         |      |         |         |             |

| 中日本ハイウェ | 愛知県  | 45 百万円 | 100% | 名古屋支社管内の高速道  |
|---------|------|--------|------|--------------|
| イ・メンテナン | 名古屋市 |        |      | 路の維持修繕業務     |
| ス名古屋株式会 |      |        |      |              |
| 社       |      |        |      |              |
| 中日本ハイウェ | 石川県  | 50 百万円 | 100% | 金沢支社管内の高速道路  |
| イ・メンテナン | 金沢市  |        |      | の維持修繕業務      |
| ス北陸株式会社 |      |        |      |              |
| NEXCO中日 | 愛知県  | 75 百万円 | 100% | 不動産関連事業、人材派  |
| 本サービス株式 | 名古屋市 |        |      | 遣事業、社屋管理等事業、 |
| 会社      |      |        |      | お客様窓口関連事業、研  |
|         |      |        |      | 修人材開発事業及び売店  |
|         |      |        |      | 事業           |

- (注)1.子会社の当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位 未満の端数を切り捨てて表示しています。
  - 2.中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社は、2008 年 4 月 1 日に当社の子会社である株式会社クエストエンジニアを吸収合併しました。(番号)
  - 3.中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社は、2009 年 4 月 1 日に所在地を東京都八王子市に移転しました。(番号)

# 2)その他の重要な企業結合の状況

| 番号 | 会社名      | 所在地 | 資本金       | 議決権比率  | 主要な事業内容    |
|----|----------|-----|-----------|--------|------------|
|    | 北陸高速道路ター | 石川県 | 1,156 百万円 | 25.5%  | トラックターミナル、 |
|    | ミナル株式会社  | 金沢市 |           | (1.0%) | 貨物保管施設及びこれ |
|    |          |     |           |        | に附帯する施設の建  |
|    |          |     |           |        | 設、管理並びに賃貸事 |
|    |          |     |           |        | 業          |
|    | 株式会社NEXC | 東京都 | 50 百万円    | 33.3%  | 料金計算等の基幹シス |
|    | Oシステムズ   | 台東区 |           |        | テムの運用管理    |
|    | 株式会社高速道路 | 東京都 | 45 百万円    | 33.3%  | 高速道路技術に関する |
|    | 総合技術研究所  | 町田市 |           |        | 調査・研究及び技術開 |
|    |          |     |           |        | 発業務        |
|    | 株式会社NEXC | 東京都 | 15 百万円    | 33.3%  | 保険代理事業     |
|    | O保険サービス  | 文京区 |           |        |            |
|    | ハイウェイ・トー | 東京都 | 75 百万円    | 18.2%  | 料金収受機械の保守業 |
|    | ル・システム株式 | 中央区 |           | (7.8%) | 務及びETCの保守業 |
|    | 会社       |     |           | [7.8%] | 務          |

- (注)1.議決権比率欄の()内は間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り 捨てて表示しています。
  - 2.議決権比率の[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

# (7)主要な事業内容

当社グループは愛知県を含めた1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、安全・安心・快適で、時代をリードする高速道路空間を創出し、地域社会の発展と暮らしの向上、更に広く日本経済全体の活性化に貢献することを目的として以下の事業を実施しています。

## 【高速道路事業】

信頼性の高い高速道路ネットワークを構築することにより、安全・安心・快適な高速道路を提供します。

建設事業については、機構と締結した協定の完成年度、事業費を基本として、地域の期待に応え、事業への理解と協力を得ながら、安全と品質を確保し、環境保全、コスト縮減を図りつつ、早期開通に努めます。

保全・サービス事業については、日本の東西基幹交通を担う大動脈である東名・名神をはじめ、沿線地域の皆様の生活を支える高速道路を管理・運営しており、「お客様第一主義」を徹底し、お客様の声を的確に反映させたサービス、業務の改善に取り組み、お客様に満足していただけるサービスを 24 時間 365 日提供します。

## 【関連事業】

サービスエリア事業では、環境重視のサービスエリアの創造、地域社会と共に発展することを目指す地域連携、海外からのお客様に向けたサービスの推進や女性のお客様の多様なニーズへの対応など、お客様に快適に、楽しくご利用頂ける空間を創造します。その他の関連事業では、プレミアムドライバーズカードの会員に向けたサービスの充実のほか、高速道路という重要なインフラを担う当社グループの事業特性を活かし、新しいビジネスの企画・開発を推進します。

## (8)主要な営業所

当社の主要な事業所

本社 (愛知県名古屋市)

## 支社等

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(愛知県名古屋市)

八王子支社 ( 東京都八王子市 )

金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所 17 箇所、保全・サービスセンター24 箇所

ベトナム事務所

## 重要な子会社の本店所在地

10 ページから 11 ページ「(6) 重要な子会社」に記載のとおりです。

# (9)従業員の状況(2009年3月31日現在)

当社グループ(企業集団)の従業員の状況

| 事業の種類別    | 従業員数          |
|-----------|---------------|
| 高速道路事業    | 7,506(1,174)人 |
| 休憩所事業     | 257 (66)人     |
| その他(関連)事業 | 48 (0)人       |
| 全社 ( 共通 ) | 350 (0)人      |
|           |               |
| 合 計       | 8,161(1,240)人 |

(注)従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、前会計期間の平均人員を())内に外数で記載しております。

# 当社の従業員の状況

| 従業員数    | 平均年令   | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|
| 2,111 人 | 41.7 歳 | 18.0年  |

- (注)1.従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。
  - 2.平均勤続年数は、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)における勤続年数を通算した年数を示しております。

# (10)主要な借入先及び借入額(2009年3月31日現在)

| 借入先             | 借入金残高      | 借入先が有する当社の株式 |       |
|-----------------|------------|--------------|-------|
| 旧人元             | 旧八並戏同      | 持株数          | 議決権比率 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 70,308 百万円 | 株            | %     |
| 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 | 57,684 百万円 | 株            | %     |
| 株式会社三井住友銀行      | 53,909 百万円 | 株            | %     |
| 信金中央金庫          | 50,444 百万円 | 株            | %     |
| 農林中央金庫          | 50,246 百万円 | 株            | %     |

(注)借入金残高については、単位未満切捨で記載しております。

# 2.会社の株式に関する事項

# (1)発行済株式の総数(2009年3月31日現在)

(1)会社が発行する株式の総数 520,000,000 株

(2)発行済株式の総数 普通株式 130,000,000 株

(3)株主数 2名

(4)大株主の状況

| 株主名    | 当社への出         | 資状況    | 当社の大株主 | への出資状況 |
|--------|---------------|--------|--------|--------|
|        | 持株数           | 議決権比率  | 持株数    | 出資比率   |
| 国土交通大臣 | 129,940,882 株 | 99.95% | 株      | %      |
| 財務大臣   | 59,118 株      | 0.05%  | 株      | %      |

# 3.新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

# 4.会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2009年3月31日現在)

|          | *****   |                                  |
|----------|---------|----------------------------------|
| 会社における地位 | 氏 名     | 担当                               |
| 代表取締役 会長 | 矢 野 弘 典 | 最高経営責任者(CEO)兼グループCEO             |
| 代表取締役 社長 | 高橋文雄    | 最高執行責任者 (COO) 兼グループ COO<br>監査部担当 |
| 取締役      | 西 山 巍   | 専務執行役員 企画本部長                     |
| 取締役      | 原 田 裕   | 常務執行役員 関連事業本部長                   |
| 取締役      | 吉川良一    | 常務執行役員 保全・サービス事業本部長              |
| 常勤監査役    | 髙橋達治    |                                  |
| 常勤監査役    | 山本正明    |                                  |
| 監査役      | 川口文夫    |                                  |
| 監査役      | 石 塚 博 司 |                                  |

- (注)1.川口文夫氏及び石塚博司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
  - 2.山本正明氏は、オリックス株式会社経理部長、当社専務取締役(経理部他担当)を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 3.川口文夫氏は、中部電力株式会社の代表取締役会長であり、同社の常務取締役名古屋 支店長、代表取締役社長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有す るものであります。
  - 4. 石塚博司氏は、大学教授として長年会計学を研究しており、早稲田大学商学部長、同大学会計研究所長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 5. 前常勤監査役別府正之助氏は、2008年6月25日付けで辞任しました。
  - (2)他の法人等の代表状況 (2009年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 兼任先及び兼任内容           |
|----------|-------|---------------------|
| 常務取締役    | 原 田 裕 | 中日本エクシス株式会社 代表取締役社長 |
| 監査役      | 川口文夫  | 中部電力株式会社 代表取締役会長    |
|          |       | 社団法人中部経済連合会 会長      |

# (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区分        | 取締役 |              |    | 監査役          | 計    |               |  |
|-----------|-----|--------------|----|--------------|------|---------------|--|
|           | 支給  | 支給額          | 支給 | 支給額          | 支給   | 支給額           |  |
|           | 人員  |              | 人員 |              | 人員   |               |  |
| 定款または株主総会 | 6名  | 90,610,999 円 | 5名 | 40,756,448円  | 11 名 | 131,367,447 円 |  |
| 決議に基づく報酬  |     |              |    |              |      |               |  |
| 株主総会決議に基づ |     |              | 1名 | 3,851,376円   | 1名   | 3,851,376円    |  |
| く退職慰労金    |     |              |    |              |      |               |  |
| 計         |     | 90,610,999 円 |    | 44,607,824 円 |      | 135,218,823 円 |  |

# (注)1.創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200 百万円以内 (2005 年 9 月 28 日創立総会決議) 監査役 年額 70 百万円以内 (2005 年 9 月 28 日創立総会決議)

- 2.期中に取締役から監査役に就任した1名分についての報酬は、各在任期間に配分しております。また、支給人員についても取締役、監査役の両方に含んでおります。
- 3. 監査役の報酬支給人員には、当期中に辞任した監査役1名が含まれております。また、当期中に辞任した監査役に対する退職慰労金には、取締役在任期間の退職慰労金を含んでおります。

# (4) 各社外役員の主な活動状況

| 会社における地位 |   | 氏 | 名 |   | 主な活動状況                     |
|----------|---|---|---|---|----------------------------|
| 監査役      | Ш | П | 文 | 夫 | 当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 12 回  |
|          |   |   |   |   | に、また監査役会 15 回のうち 15 回に出席し、 |
|          |   |   |   |   | 必要に応じ、経営全般について発言を行って       |
|          |   |   |   |   | おります。                      |
| 監査役      | 石 | 塚 | 博 | 司 | 当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 17 回  |
|          |   |   |   |   | に、また監査役会 15 回のうち 15 回に出席し、 |
|          |   |   |   |   | 必要に応じ、主に会計学者としての専門的見       |
|          |   |   |   |   | 地から発言を行っております。             |

# (5) 社外役員の報酬等の総額

| 区分        | 取締役 |     |    | 監査役        | 計  |            |  |
|-----------|-----|-----|----|------------|----|------------|--|
|           | 支給  | 支給額 | 支給 | 支給額        | 支給 | 支給額        |  |
|           | 人員  |     | 人員 |            | 人員 |            |  |
| 定款または株主総会 |     |     | 2名 | 7,200,000円 | 2名 | 7,200,000円 |  |
| 決議に基づく報酬  |     |     |    |            |    |            |  |

# 5.会計監査人に関する事項

# (1) 名称

新日本有限責任監査法人

新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、2008年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

# (2)報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

- 1)公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき額 63,000千円
- 2)公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として支 7,400千円 払うべき額

合 計

70,400千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融 商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分 できないため、上記1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の 額を含めております。
  - 2. 上記 2) の業務の内容は、当社は、会計監査人に対し公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である普通社債発行にかかるコンフォートレ ター作成業務他を委託し対価を支払っております。

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 78,400千円

# (3)解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

# 6.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。(最終改正: 2007年6月7日)

# 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

## 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故等のクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、担当取締役の下に危機管理を専門的に担当する者を置くとともに、迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、それぞれの担当部署において規則等の制定、体制の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、経営企画部においてグループ全体のリスクを組織横断的に統括します。

# 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、全取締役、常務執行役員等をメンバーとする経営会議を月2回開催し、重要事項について討議します。

また、当社グループ全体に影響する全社執行方針の決定・情報共有のほか、当社グループ全体として共有すべき情報の伝達、確認などのため、全取締役、執行役員等にグループ会社の社長等を加えたグループ全体会議も定期に開催します。なお、監査役は、これらの全ての会議に出席できるものとします。

また、業務運営に当たって、執行役員制を導入することにより、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役会としてのチェック機能を強化します。併せて、職務の執行に関する権限と責任を明確にするために、職務権限・責任に関する規程を制定するとともに、長期(5年)・中期(3年)・年度経営計画を策定し、全社及び部門別の目標を設定の上、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 代表取締役会長の諮問機関として、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、 高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコ ンプライアンス上の問題について審議します。

また、取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範を はじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、その徹底を図るた め、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、 啓発・支援等を行います。

また、社内における法令や規程等の違反行為に対して、使用人が通常の業務ラインとは 別に報告を行うことができる手段として「コンプライアンス相談窓口」を設置・運営しま す。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループの基本方針を示すとともに、子会社の重要な経営事項については、当社と事前に協議を行うこと等により、 子会社の経営管理・業績評価を実施します。

また、コンプライアンスをはじめとする子会社の各種規程類の制定及び改廃についても、 同様に当社への協議事項とし、グループとしての法令遵守体制・リスク管理体制を構築し ます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連 知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。

また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす 事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実 施状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査 役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との 間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査法人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

# 7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

# 8.株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(注)本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表 示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

# 貸 借 対 照 表

2009年3月31日現在

|              | T .    |              |         | (単位:白万円)  |
|--------------|--------|--------------|---------|-----------|
| 科目           |        | 金            | 額       |           |
| (資産の部)       |        |              |         |           |
|              |        |              |         |           |
| 流動資産         |        |              |         |           |
| 現金及び預金       |        |              | 32,322  |           |
| 高速道路事業営業未収入金 |        |              | 84,258  |           |
| 未収入金         |        |              | 7,437   |           |
|              |        |              |         |           |
| 未収収益         |        |              | 98      |           |
| 短期貸付金        |        |              | 5       |           |
| 有価証券         |        |              | 60,000  |           |
| 仕掛道路資産       |        |              |         |           |
|              |        |              | 854,287 |           |
| 商品           |        |              | 1       |           |
| 原材料          |        |              | 634     |           |
| 貯蔵品          |        |              | 623     |           |
| 受託業務前払金      |        |              |         |           |
|              |        |              | 6,170   |           |
| 前払金          |        |              | 830     |           |
| 前払費用         |        |              | 204     |           |
| 繰延税金資産       |        |              | 1,346   |           |
|              |        |              |         |           |
| その他          |        |              | 12,012  |           |
| 貸倒引当金        |        |              | 25      |           |
| 流動資産合計       |        |              |         | 1,060,208 |
| 固定資産         |        |              |         | .,555,255 |
| 1 11 -1 11-  |        |              |         |           |
| A 高速道路事業固定資産 |        |              |         |           |
| 有形固定資産       |        |              |         |           |
| 建物           | 1,386  |              |         |           |
|              |        | 4 450        |         |           |
| 減価償却累計額      | 230    | 1,156        |         |           |
| 構築物          | 19,403 |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 1,933  | 17,470       |         |           |
| 機械及び装置       |        | , 0          |         |           |
|              | 58,204 |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 16,714 | 41,490       |         |           |
| 車両運搬具        | 8,492  |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 5,226  | 3,266        |         |           |
|              |        | 3,200        |         |           |
| 工具、器具及び備品    | 6,635  |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 3,602  | 3,033        |         |           |
| 土地           |        | 228          |         |           |
| _            | ^-     | 220          |         |           |
| リース資産        | 35     |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 3      | 31           |         |           |
| 建設仮勘定        |        | 2,898        | 69,575  |           |
|              |        | 2,000        |         | 70 040    |
| 無形固定資産       |        |              | 3,737   | 73,312    |
| B 関連事業固定資産   |        |              |         |           |
| 有形固定資産       |        |              |         |           |
| 建物           | 19,635 |              |         |           |
|              |        |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 2,819  | 16,815       |         |           |
| 構築物          | 5,115  |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 1.520  | 3,595        |         |           |
|              |        | 5,555        |         |           |
| 機械及び装置       | 631    |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 260    | 370          |         |           |
| 車両運搬具        | 0      |              |         |           |
|              |        | ^            |         |           |
| 減価償却累計額      | 0      | 0            |         |           |
| 工具、器具及び備品    | 138    |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 60     | 77           |         |           |
| 土地           |        | 104,313      |         |           |
|              |        |              | 400.050 |           |
| 建設仮勘定        |        | 2,879        | 128,052 |           |
| 無形固定資産       |        |              | 150     | 128,203   |
| C 各事業共用固定資産  |        |              |         | ,         |
|              |        |              |         |           |
| 有形固定資産       |        |              |         |           |
| 建物           | 13,512 |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 2,804  | 10,707       |         |           |
|              |        | ,            |         |           |
| 構築物          | 1,380  |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 407    | 972          |         |           |
| 機械及び装置       | 33     |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 16     | 17           |         |           |
|              |        | 17           |         |           |
| 車両運搬具        | 36     |              |         |           |
| 減価償却累計額      | 30     | 6            |         |           |
| 工具、器具及び備品    | 884    | ŭ            |         |           |
|              |        | <del>-</del> |         |           |
| 減価償却累計額      | 323    | 560          |         |           |
| 土地           |        | 9,006        |         |           |
| リース資産        | 7      | -, 500       |         |           |
|              |        | =            |         |           |
| 減価償却累計額      | 0      | 6            |         |           |
| 建設仮勘定        |        | 61           | 21,338  |           |
| 無形固定資産       |        |              | 3,236   | 24,575    |
| 無形凹处具性       |        |              | 3,230   | 24,070    |
| <u> </u>     |        |              |         |           |

| 科目                           |   |        | 額               |           |
|------------------------------|---|--------|-----------------|-----------|
| D その他の固定資産                   |   | 312    | ця              |           |
| 有形固定資産                       |   |        |                 |           |
| 建物                           | 3 |        |                 |           |
| 減価償却累計額                      | 0 | 3      |                 |           |
| 土地                           |   | 618    | 622             | 622       |
| E 投資その他の資産                   |   |        |                 |           |
| 関係会社株式                       |   |        | 6,867           |           |
| 長期貸付金                        |   |        | 76              |           |
| 長期前払費用その他                    |   |        | 1,762<br>1,786  |           |
| 貸倒引当金                        |   |        | 290             | 10,203    |
| 固定資産合計                       |   |        |                 | 236,917   |
| 繰延資産                         |   |        |                 |           |
| 道路建設関係社債発行費                  |   |        | 1,300           |           |
| 繰延資産合計                       |   |        |                 | 1,300     |
| 資 産 合 計                      |   |        |                 | 1,298,426 |
|                              |   |        |                 |           |
| (負債の部)                       |   |        |                 |           |
| 流動負債                         |   |        | GE 400          |           |
| 高速道路事業営業未払金<br>1年以内返済予定長期借入金 |   |        | 65,409<br>5,553 |           |
| リース債務                        |   |        | 14              |           |
| 未払金                          |   |        | 13,423          |           |
| 未払費用                         |   |        | 2,123           |           |
| 預り連絡料金                       |   |        | 1,658           |           |
| 預り金                          |   |        | 18,084          |           |
| 受託業務前受金                      |   |        | 5,948           |           |
| 前受金                          |   |        | 3,781           |           |
| 前受収益                         |   |        | 796             |           |
| 賞与引当金<br>ハイウェイカード偽造損失補てん引当金  |   |        | 1,394<br>247    |           |
| その他                          |   |        | 56              |           |
| 流動負債合計                       |   |        |                 | 118,491   |
| 固定負債                         |   |        |                 |           |
| 道路建設関係社債                     |   |        | 573,528         |           |
| 道路建設関係長期借入金                  |   |        | 352,940         |           |
| その他の長期借入金                    |   |        | 17,777          |           |
| リース債務                        |   |        | 48              |           |
| 受入保証金<br>退職給付引当金             |   |        | 9,760<br>45,471 |           |
| 役員退職慰労引当金                    |   |        | 38              |           |
| ETC マイレージサービス引当金             |   |        | 6,607           |           |
| カードポイントサービス引当金               |   |        | 72              |           |
| その他                          |   |        | 736             |           |
| 固定負債合計                       |   |        | <del></del>     | 1,006,981 |
| 負 債 合 計                      |   |        |                 | 1,125,472 |
| (純資産の部)                      |   |        |                 |           |
| 株主資本                         |   |        |                 |           |
| 資本金                          |   |        |                 | 65,000    |
| 資本剰余金                        |   |        |                 | ,,        |
| 資本準備金                        |   |        | 65,000          |           |
| その他資本剰余金                     |   |        | 6,650           |           |
| 資本剰余金合計                      |   |        |                 | 71,650    |
| 利益剰余金                        |   |        |                 |           |
| その他利益剰余金<br>高速道路事業積立金        |   | 23,726 |                 |           |
| 別途積立金                        |   | 7,213  |                 |           |
| 繰越利益剰余金                      |   | 5,363  | 36,303          |           |
| 利益剰余金合計                      |   |        |                 | 36,303    |
| 株主資本合計                       |   |        |                 | 172,953   |
| 純 資 産 合 計                    |   |        |                 | 172,953   |
| 負債純資産合計                      |   |        |                 | 1,298,426 |
|                              |   |        |                 |           |

損 益 計 算 書 2008年4月1日から2009年3月31日まで

|                    |         |         | (単位:百万円) |
|--------------------|---------|---------|----------|
| 科 目                |         | 金 額     |          |
| 高速道路事業営業損益         |         |         |          |
| 1 営業収益             |         |         |          |
| 料金収入               | 557,720 |         |          |
| 道路資産完成高            | 172,920 |         |          |
| その他の売上高            | 13,607  | 744,249 |          |
| 2 営業費用             |         | ,       |          |
| 道路資産賃借料            | 439,043 |         |          |
| 道路資産完成原価           | 172,924 |         |          |
| 管理費用               | 128,595 | 740,563 |          |
| 高速道路事業営業利益         |         |         | 3,685    |
| 関連事業営業損益           |         |         | 0,000    |
| 1 営業収益             |         |         |          |
| 受託業務収入             | 18,760  |         |          |
| 休憩所等事業収入           | 12,345  |         |          |
| 不動産賃貸収入            | 12,345  |         |          |
| 不動産員員収入 その他の事業収入   | 1,144   | 32,369  |          |
|                    | 1,144   | 32,309  |          |
| 2 営業費用             | 40,000  |         |          |
| 受託業務事業費            | 18,696  |         |          |
| 休憩所等事業費            | 7,612   |         |          |
| 不動産賃貸費用            | 44      | 22.247  |          |
| その他の事業費用           | 1,964   | 28,317  |          |
| 関連事業営業利益           |         | _       | 4,051    |
| 全事業営業利益            |         |         | 7,737    |
| 営業外収益              |         |         |          |
| 受取利息               |         | 132     |          |
| 有価証券利息             |         | 197     |          |
| 受取配当金              |         | 1       |          |
| 物品壳却益              |         | 0       |          |
| 土地物件貸付料            |         | 369     |          |
| 違約金収入              |         | 352     |          |
| 雑収入                |         | 211     | 1,266    |
| 営業外費用              |         |         |          |
| 支払利息               |         | 463     |          |
| 雑損失                |         | 131     | 594      |
| 経常利益               |         |         | 8,409    |
| 特別利益               |         |         |          |
| 固定資産売却益            |         | 77      |          |
| 前期損益修正益            |         | 161     | 239      |
| 特別損失               |         |         |          |
| 固定資産売却損            |         | 66      |          |
| 前期損益修正損            |         | 169     | 235      |
| 税引前当期純利益           |         |         | 8,413    |
| 法人税、住民税及び事業税       |         | 2,420   | 0, 110   |
| 法人税等調整額            |         | 630     | 3,050    |
| 当期純利益              |         |         | 5,363    |
| اππ د.ا. α سالا⊻ ا |         | =       | 5,505    |

# 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 2008年4月1日から2009年3月31日まで

|              |         |           |          |           |                   |           |             |        | (+14:    |           |
|--------------|---------|-----------|----------|-----------|-------------------|-----------|-------------|--------|----------|-----------|
|              |         | 株主資本      |          |           |                   |           |             |        |          |           |
|              | 資本剰余金   |           |          |           | 利益乗               | 制余金       |             |        |          |           |
|              | 資本金     | ※十 その他    | その他 資本 _ |           | その他利益剰余金          |           |             | 利益     | 株主<br>資本 | 純資産<br>合計 |
|              | 32 1 11 | 資本<br>準備金 | 資本剰余金    | 剰余金<br>合計 | 高速道<br>路事業<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 | 剰余金合計  | 合計       |           |
| 2008年3月31日残高 | 65,000  | 65,000    | 6,650    | 71,650    | 17,259            | 3,320     | 10,360      | 30,940 | 167,590  | 167,590   |
| 事業年度中の変動額    |         |           |          |           |                   |           |             |        |          |           |
| 高速道路事業積立金の積立 |         |           |          |           | 6,467             |           | 6,467       | ı      | -        | -         |
| 別途積立金の積立     |         |           |          |           |                   | 3,893     | 3,893       | 1      |          | -         |
| 当期純利益        |         |           |          |           |                   |           | 5,363       | 5,363  | 5,363    | 5,363     |
| 事業年度中の変動額合計  | -       | -         | 1        | 1         | 6,467             | 3,893     | 4,997       | 5,363  | 5,363    | 5,363     |
| 2009年3月31日残高 | 65,000  | 65,000    | 6,650    | 71,650    | 23,726            | 7,213     | 5,363       | 36,303 | 172,953  | 172,953   |

# 個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - 資産の評価基準及び評価方法
  - (1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品、原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

## 二 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物7年~50年構築物7年~50年機械及び装置5年~17年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当事業年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 三 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

(4)仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当事業年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありません。

## (5)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10 年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## (追加情報)

従来、執行役員に対する退職給付については、退職給付引当金に含めておりましたが、執行役員との契約関係を雇用契約から委任契約に変更したことに伴い、当事業年度より、役員退職慰労引当金に含めて計上しております。

なお、これに伴い退職給付引当金は6百万円減少し、役員退職慰労引当金は同額増加しております。

## (6)役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## (7) ETC マイレージサービス引当金

ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

## (8)カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

## 四 収益及び費用の計上基準

### 完成丁事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1)繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

## (2)消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

## 六 会計方針の変更

## (1)棚卸資産の評価に関する会計基準

当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

## (2)リース取引に関する会計基準

従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)の適用に伴い、当事業年度より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

## 七 表示方法の変更

## 損益計算書

前事業年度まで関連事業営業損益の「トラックターミナル事業収入」及び「トラックターミナル事業費」は、計算 書類の比較可能性の向上を目的とし、当事業年度より、関連事業営業損益の「不動産賃貸収入」及び「不動産賃貸費 用」にて表示しております。

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「違約金収入」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「違約金収入」の金額は、71百万円であります。

## 2.貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。 道路建設関係社債 573,528 百万円(額面額575,000百万円)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 40,000 百万円

## 二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1)日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

| (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 7,140,594 百万円 |
|--------------------|---------------|
| 東日本高速道路㈱           | 37,321 百万円    |
| 西日本高速道路㈱           | 567 百万円       |
| 合 計                | 7,178,483 百万円 |

(2)独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 53,407 百万円

日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 213,200 百万円

当社が発行した社債に係る債務については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 40,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 40,000 百万円、道路建設関係長期借入金が 120,806 百万円減少しております。

## 三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権1,231 百万円長期金銭債権156 百万円短期金銭債務22,565 百万円長期金銭債務3,427 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益12,406 百万円営業費用69,664 百万円営業取引以外の取引による取引高1,098 百万円

4 . 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 130,000,000 株

## 5.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

## 繰延税金資産

| 貸倒引当金              | 51 百万円     |
|--------------------|------------|
| 賞与引当金              | 562 百万円    |
| ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 | 99 百万円     |
| 退職給付引当金            | 18,351 百万円 |
| ETC マイレージサービス引当金   | 2,666 百万円  |
| その他                | 1,199 百万円  |
| 繰延税金資産小計           | 22,931 百万円 |
| 評価性引当額             | 21,579 百万円 |
| 繰延税金資産合計           | 1,352 百万円  |

## 繰延税金負債

還付加算金5百万円その他1百万円繰延税金負債合計6百万円繰延税金資産の純額1,346百万円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

## - リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|           | 取得原価相当額   | 取得原価相当額 減価償却累計額相当額 |         |
|-----------|-----------|--------------------|---------|
| 機械及び装置    | 65 百万円    | 36 百万円             | 29 百万円  |
| 車両運搬具     | 4 百万円     | 4 百万円              | 0 百万円   |
| 工具、器具及び備品 | 1,503 百万円 | 819 百万円            | 684 百万円 |
| 合 計       | 1,574 百万円 | 860 百万円            | 713 百万円 |

<sup>(</sup>注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み 法により算定しております。

# 二 未経過リース料期末残高相当額

| 1 年内 | 328 百万円 |
|------|---------|
| 1 年超 | 385 百万円 |
| 合 計  | 713 百万円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、 支払利子込み法により算定しております。

## 三 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料386 百万円減価償却費相当額386 百万円

## 四 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1年内341,756 百万円1年超19,317,211 百万円合計19,658,967 百万円

(注)1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 17 条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額 (加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入・加算基準額)が加算されることとなっております。 また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額) に足りない場合、当該不足額(減算基準額・実績料金収入)が減算されることとなっております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

## (追加情報)

「会社計算規則」が改正されたことに伴い、当事業年度より、関連当事者との取引の範囲を変更しております。これによる記載内容の変更はありません。

## 兄弟会社等

| 属性  | 会社等の<br>名称  | 議決権等<br>の所有(被<br>所有)割合 | 関連当事者との関係       | 取引の内容                     | 取引金額<br>(百万円) | 科目                           | 期末残高<br>(百万円) |
|---|---|------------------------|-----------------|---------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
|   |   | <i>t</i> 1             | 道路資産の<br>借受     | 道路資産賃借料                   | 439,043       | 高速道路<br>事業営業<br>未払金          | 37,079        |
|   |   |                        |                 | の支払(注1)                   |               | 高速道路<br>事業営業<br>未収入金<br>(注2) | 10,663        |
| 主要株主(会<br>社等)が議決                                      | / <b>X</b> th <b>\</b> □ <del>*</del>                       |                        | 道路資産、債<br>務の引渡及 | 道路資産完成高<br>(注 1 )         | 172,920       | 高速道路<br>事業営業<br>未収入金         | 21,968        |
| 権の過半数<br>を自己の計<br>算において<br>所有してい                      | (独)日本<br>高速道路<br>保有·債務<br>返済機構                              |                        | び借入金の<br>連帯債務   | 債務の引渡及び<br>債務保証(注3)       | 160,806       |                              |               |
| る会社等  |   |                        | 借入金の連<br>帯債務    | 債務保証(注4)                  | 7,140,594     |                              |               |
|   |   |                        |                 | 債務保証(注5)                  | 145,801       |                              |               |
|   |   |                        |                 | 当社借入に対す<br>る債務被保証<br>(注6) | 23,330        |                              |               |
| 主要株主(会<br>社等)が議決                                      | 主要株主(会<br>社等)が議決<br>権の過半数<br>を自己の計<br>算において<br>所有してい<br>る会社 |                        | 借入金の連<br>帯債務    | 債務保証(注4)                  | 37,321        |                              |               |
| 権の過半数<br>を自己の計<br>算において<br>所有してい                      |   |                        |                 | 当社借入に対す<br>る債務被保証<br>(注6) | 23,330        |                              |               |
|   |   |                        | 料金収入等<br>の精算    | 料金収入等の精<br>算金の支払<br>(注7)  | 15,011        | 高速道路<br>事業営業<br>未払金          | 2,324         |
| 主要株主(会<br>社等)が議決<br>権の己己のこの<br>を自己おいて<br>所有してい<br>る会社 | 西日本高速道路(株)  | なし                     | 借入金の連<br>帯債務    | 当社借入に対す<br>る債務被保証<br>(注6) | 23,330        |                              |               |

(注) 上記の金額のうち、取引金額には料金収入等の精算金の支払を除き消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
- 2. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び(独)日本高速道路保有・債務 返済機構との協定については、前記「7.道路資産賃借料に係る未経過リース料期未残高相当額」をご参照ください。
- 3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- 4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

- 5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は 災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度ま でに引き渡した額のうち、53,407百万円については東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して、 92,394百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりま せん。
- 6. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)に対して、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- 7. 相互の申し合わせにより、精算処理を行っております。
- 9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額1,330.41 円一株当たり当期純利益金額41.25 円

# 10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

| 区分    | 中日本高速道路株式会社第7回社債                      | 中日本高速道路株式会社第8回社債                      |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 発行総額  | 金 300 億円                              | 金 300 億円                              |
| 利率    | 年 1.10 パーセント                          | 年 1.73 パーセント                          |
| 発行価格  | 額面 100 円につき金 99 円 98 銭                | 額面 100 円につき金 100 円                    |
| 払込期日  | 平成 21 年 4 月 30 日                      | 平成 21 年 4 月 30 日                      |
| 償還期日  | 平成 26 年 3 月 20 日                      | 平成 31 年 3 月 20 日                      |
| 担保    | 一般担保                                  | 一般担保                                  |
| 資金の使途 | 高速道路の新設及び改築並びに維持、修<br>繕、災害復旧その他の管理の資金 | 高速道路の新設及び改築並びに維持、修<br>繕、災害復旧その他の管理の資金 |

また、以下により普通社債(政府保証債)を発行する予定です。

| 区分    | 政府保証第 25 回中日本高速道路債券                   |
|-------|---------------------------------------|
| 発行総額  | 金 200 億円                              |
| 払込期日  | 平成 21 年 6 月 15 日                      |
| 償還期日  | 平成 31 年 6 月 14 日                      |
| 担保    | 一般担保                                  |
| 資金の使途 | 高速道路の新設及び改築並びに維持、修<br>繕、災害復旧その他の管理の資金 |

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

上記 に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。

上記 の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

# 連 結 貸 借 対 照 表 2009年3月31日現在

|  | 1        |             |             | (単位:白万円)  |
|--|----------|-------------|-------------|-----------|
| 科目   | <u> </u> | 金           | 額           |           |
| (資産の部)   |          |             |             |           |
| 流動資産   | Ī        |             |             |           |
|  | Ī        |             |             |           |
| 1 . 現金及び預金   |          |             | 38,037      |           |
| 2 . 高速道路事業営業未収入金   | Ī        |             | 84,254      |           |
| 3 . 未収入金   | Ī        |             | 8,526       |           |
|  | Ī        |             | ·           |           |
| 4.有価証券   | Ī        |             | 60,050      |           |
| 5. 仕掛道路資産  | Ī        |             | 853,877     |           |
| 6.たな卸資産  | Ī        |             | •           |           |
|  | Ī        |             | 2,013       |           |
| 7. 繰延税金資産  | Ī        |             | 1,475       |           |
| 8.その他  | Ī        |             | 19,652      |           |
| 貸倒引当金  | ĺ        |             |             |           |
|  | ĺ        |             | 26_         |           |
| 流動資産合計   | Ī        |             |             | 1,067,862 |
| 固定資産   | Ī        |             |             |           |
| 1.有形固定資産   | Ī        |             |             |           |
|  |          |             |             |           |
| (1)建物  | 38,024   |             |             |           |
| 減価償却累計額  | 7,397    | 30,626      |             |           |
| (2)構築物   |          | ,           |             |           |
|  | 26,168   |             |             |           |
| 減価償却累計額  | 4,021    | 22,146      |             |           |
| (3)機械及び装置  | 59,036   |             |             |           |
|  | ,        | 44 040      |             |           |
| 減価償却累計額  | 17,093   | 41,942      |             |           |
| (4)車両運搬具   | 9,637    |             |             |           |
| 減価償却累計額  | 6,128    | 3,508       |             |           |
|  |          | 5,000       |             |           |
| (5)工具、器具及び備品   | 9,118    |             |             |           |
| 減価償却累計額  | 4,683    | 4,434       |             |           |
| (6) 土地   | I ————   | 115,966     |             |           |
|  | 4-0      | 110,000     |             |           |
| (7)リース資産   | 173      |             |             |           |
| 減価償却累計額  | 21       | 151         |             |           |
| (8)建設仮勘定   |          | 5,980       |             |           |
|  | Ī        | 3,300       | ac ·        |           |
| 有形固定資産合計   |          |             | 224,757     |           |
| 2 . 無形固定資産   | Ī        |             | 7,549       |           |
| 3.投資その他の資産   | Ī        |             | .,          |           |
|  | Ī        |             |             |           |
| (1)投資有価証券  | ĺ        | 2,268       |             |           |
| (2)繰延税金資産  | Ī        | 1,017       |             |           |
| (3)その他   | Ī        | 5,048       |             |           |
|  | Ī        |             |             |           |
| 貸倒引当金  | Ī        | 406         |             |           |
| 投資その他の資産合計   | Ī        | _           | 7,928       |           |
| 固定資産合計   | Ī        |             |             | 240,235   |
|  | Ī        |             |             | 240,233   |
| 繰延資産   | Ī        |             |             |           |
| 道路建設関係社債発行費  | Ī        |             | 1,300       |           |
| 繰延資産合計   | Ī        |             |             | 1 200     |
|  | Ī        |             |             | 1,300     |
| 資 産 合 計  | Ī        |             |             | 1,309,398 |
|  | Ī        |             |             |           |
| (名唐の辺)   | Ī        |             |             |           |
| (負債の部)   | Ī        |             |             |           |
| 流動負債   | ĺ        |             |             |           |
| 1 . 高速道路事業営業未払金  | Ī        |             | 55,456      |           |
| 2 . 1年以内返済予定長期借入金  | Ī        |             |             |           |
|  | Ī        |             | 5,553       |           |
| 3 . 未払金  | Ī        |             | 19,204      |           |
| 4 . 未払法人税等   | Ī        |             | 1,874       |           |
| 5.賞与引当金  | Ī        |             |             |           |
|  | Ī        |             | 2,827       |           |
| 6 . ハイウェイカード偽造損失補てん引当金   | Ī        |             | 247         |           |
| 7.その他  | Ī        |             | 22,870      |           |
|  | Ī        |             | ,           | 100 024   |
| 流動負債合計   | Ī        |             |             | 108,034   |
| 固定負債   | ĺ        |             |             |           |
| 1.道路建設関係社債   | ĺ        |             | 573,528     |           |
| 2 . 道路建設関係長期借入金  | ĺ        |             |             |           |
| La contraction of the contractio | ĺ        |             | 352,940     |           |
| 3 . 長期借入金  | Ī        |             | 17,777      |           |
| 4.退職給付引当金  | Ī        |             | 51,160      |           |
| 5.役員退職慰労引当金  | Ī        |             | 114         |           |
|  | Ī        |             |             |           |
| 6 . ETC マイレージサービス引当金   | Ī        |             | 6,607       |           |
| 7.カードポイントサービス引当金   | Ī        |             | 72          |           |
| 8. その他   | Ī        |             | 18,366      |           |
| ·-   | Ī        |             | 10,300      |           |
| 固定負債合計   | Ī        |             |             | 1,020,567 |
| 負 債 合 計  |          |             |             | 1,128,601 |
|  |          |             |             |           |
|  |          | <del></del> | <del></del> |           |

| 科 目          | 金額     | ( + 10 : 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / |
|--------------|--------|---|
| (純資産の部)      |        |   |
| 株主資本         |        |   |
| 1 . 資本金      | 65,000 |   |
| 2. 資本剰余金     | 71,650 |   |
| 3 . 利益剰余金    | 43,190 |   |
| 株主資本合計       |        | 179,840                                     |
| 評価・換算差額等     |        |   |
| その他有価証券評価差額金 | 43     |   |
| 評価・換算差額等合計   |        | 43  |
| 少数株主持分       |        | 999   |
| 純 資 産 合 計    |        | 180,797                                     |
| 負債純資産合計      |        | 1,309,398                                   |

# 連 結 損 益 計 算 書 2008年4月1日から2009年3月31日まで

|                      |         |         | (単位:白万円) |
|----------------------|---------|---------|----------|
| 科目                   | 金       | 額       |          |
| 営業収益                 |         | 791,729 |          |
| 営業費用                 |         |         |          |
| 1.道路資産賃借料            | 439,043 |         |          |
| 2 . 高速道路等事業管理費及び売上原価 | 286,562 |         |          |
| 3.販売費及び一般管理費         | 54,347  | 779,953 |          |
| 営業利益                 |         |         | 11,775   |
| 営業外収益                |         |         |          |
| 1.受取利息               |         | 369     |          |
| 2 . 土地物件貸付料          |         | 363     |          |
| 3.消費税等免税益            |         | 635     |          |
| 4 . 違約金収入            |         | 355     |          |
| 5 . その他              |         | 929     | 2,653    |
| 営業外費用                |         |         |          |
| 1 . 支払利息             |         | 440     |          |
| 2 . その他              |         | 141     | 582      |
| 経常利益                 |         |         | 13,846   |
| 特別利益                 |         |         |          |
| 1.固定資産売却益            |         | 87      |          |
| 2 . 前期損益修正益          |         | 162     |          |
| 3 . 匿名組合投資利益         |         | 198     |          |
| 4.その他                |         | 69      | 517      |
| 特別損失                 |         |         |          |
| 1.固定資産売却損            |         | 89      |          |
| 2.固定資産除却損            |         | 87      |          |
| 3 . 前期損益修正損          |         | 254     |          |
| 4 . 退職給付制度改定損        |         | 212     |          |
| 5 . 持分変動損失           |         | 110     |          |
| 6 . その他              |         | 7       | 761      |
| 税金等調整前当期純利益          |         |         | 13,602   |
| 法人税、住民税及び事業税         |         | 4,903   |          |
| 法人税等調整額              |         | 255     | 5,158    |
| 少数株主損益               |         | _       | 350      |
| 当期純利益                |         |         | 8,093    |
| 1                    | I .     |         |          |

# 連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 2008年4月1日から2009年3月31日まで

|                               | 株主資本   |        |        |         |
|-------------------------------|--------|--------|--------|---------|
|                               | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 株主資本合計  |
| 2008年 3 月31日残高                | 65,000 | 71,650 | 35,097 | 171,747 |
| 連結会計年度中の変動額                   |        |        |        |         |
| 当期純利益                         |        |        | 8,093  | 8,093   |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年度中の変動額(純額) |        |        |        |         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -      | -      | 8,093  | 8,093   |
| 2009年 3 月31日残高                | 65,000 | 71,650 | 43,190 | 179,840 |

|                                | 評価・換             | 算差額等           | /\* <del>\*\*\*\*\*\*</del> | た次立へ辻   |
|--------------------------------|------------------|----------------|-----------------------------|---------|
|                                | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 | 少数株主持分                      | 純資産合計   |
| 2008年 3 月31日残高                 | 15               | 15             | 2,514                       | 174,246 |
| 連結会計年度中の変動額                    |                  |                |                             |         |
| 当期純利益                          |                  |                |                             | 8,093   |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年度中の変動額 (純額) | 27               | 27             | 1,514                       | 1,542   |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | 27               | 27             | 1,514                       | 6,550   |
| 2009年3月31日残高                   | 43               | 43             | 999                         | 180,797 |

# 連結注記表

- 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1)連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 12 社

・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイ

ウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO中日本サービス㈱

前連結会計年度末に連結子会社であった㈱クエストエンジニアは、平成20年4月1日付けで、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱を存続会社とする吸収合併を行い、同日付けで消滅しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数 5社

・会社の名称 北陸高速道路ターミナル(株)、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所

ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)NEXCO 保険サービス

(3)会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ.有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

- 口.たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・ 人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の 額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

・商品、原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

## 重要な固定資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物7年~50年構築物7年~50年機械及び装置5年~17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

## (追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

口.無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 重要な引当金の計上基準

## イ.貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

八.ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

二、什掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありませ ん。

## ホ.退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年~15年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

## (追加情報)

(1) 従来、執行役員に対する退職給付については、退職給付引当金に含めておりましたが、当社の執行役員との契約関係を雇用契約から委任契約に変更したことに伴い、当連結会計年度より、役員退職慰労引当金に含めて計上しております。

なお、これに伴い退職給付引当金は9百万円減少し、役員退職慰労引当金は同額増加しております。

(2) 下記により、適格年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しております。

規約制定 平成 21年2月、効力発生 平成 21年2月とする一部の連結子会社

本移行に伴い発生した過去勤務債務は、発生時に費用処理しており、特別損失として、212 百万円計上しております。

規約制定 平成 21 年 1 月、効力発生 平成 21 年 4 月とする一部の連結子会社

本移行に伴う影響額は、退職給付債務が1百万円減少し、過去勤務債務が同額発生しております。

## へ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しておりま

\*

# ト.ETC マイレージサービス引当金

ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

## チ.カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## イ.重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

## 口. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## 八.消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

## (4)連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

## (5)連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

## リース取引に関する会計基準

従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)の適用に伴い、当連結会計年度より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

## (6)表示の変更

## 連結損益計算書

前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「持分法による投資利益」(当連結会計年度 132 百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「違約金収入」の金額は、71百万円であります。

前連結会計年度において区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」(当連結会計年度 44 百万円)は、 重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、重要性が増したため、区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度における「固定資産除却損」の金額は15百万円であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

## (1)担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。 道路建設関係社債 573,528百万円(額面額575,000百万円)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 40,000 百万円

## (2)保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路 ㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保 有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保 有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構7,140,594 百万円東日本高速道路㈱37,321 百万円西日本高速道路㈱567 百万円合計7,178,483 百万円

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

イ.日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 53,407 百万円

口.日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 213,200 百万円

八.当社が発行した社債に係る債務については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 40,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 40,000 百万円、道路建設関係長期借入金が 120,806 百万円減少しております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 130,000,000 株

4.1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額1,383.05 円1 株当たり当期純利益金額62.25 円

# 5 . 重要な後発事象

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

| - IE:0:( // ! | の水川で日延江民で光川であるた。                      |                                       |
|---------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 区分            | 中日本高速道路株式会社第7回社債                      | 中日本高速道路株式会社第8回社債                      |
| 発行総額          | 金 300 億円                              | 金 300 億円                              |
| 利率            | 年 1.10 パーセント                          | 年 1.73 パーセント                          |
| 発行価格          | 額面 100 円につき金 99 円 98 銭                | 額面 100 円につき金 100 円                    |
| 払込期日          | 平成 21 年 4 月 30 日                      | 平成 21 年 4 月 30 日                      |
| 償還期日          | 平成 26 年 3 月 20 日                      | 平成 31 年 3 月 20 日                      |
| 担保            | 一般担保                                  | 一般担保                                  |
| 資金の使途         | 高速道路の新設及び改築並びに維持、修<br>繕、災害復旧その他の管理の資金 | 高速道路の新設及び改築並びに維持、修<br>繕、災害復旧その他の管理の資金 |

また、以下により普通社債(政府保証債)を発行する予定です。

| 区分    | 政府保証第 25 回中日本高速道路債券                   |  |
|-------|---------------------------------------|--|
| 発行総額  | 金 200 億円                              |  |
| 払込期日  | 平成 21 年 6 月 15 日                      |  |
| 償還期日  | 平成 31 年 6 月 14 日                      |  |
| 担保    | 一般担保                                  |  |
| 資金の使途 | 高速道路の新設及び改築並びに維持、修<br>繕、災害復旧その他の管理の資金 |  |

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

上記 に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。

上記 の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成21年5月29日

中日本高速道路株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 秦 博文 ®

指定有限責任社員 公認会計 業務執行社員

公認会計士 谷口定敏 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 所 直 好 @

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を 行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連 結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>( )</sup>監査役会の連結計算書類に係る監査報告の内容は、監査役会の監査報告書 謄本(43 ページ)に 含まれております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成21年5月29日

中日本高速道路株式会社 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員業務執行社員業務執行社員指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 秦 博 文 ⑩

公認会計士 谷口定敏 🕮

公認会計士 所 直 好 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書につい て監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の 責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び 損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2008年4月1日から2009年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

# 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視 及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確 保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理 基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、 必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並び に連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結 注記表)について検討いたしました。

# 2.監査の結果

## (1)事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められ ません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2009年6月4日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 髙 橋 達 治

常勤監査役 山本正明

社外監査役 川口文夫

社外監査役 石塚博司